

令和6年第3回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時
場 所
出席者
欠席者
傍聴者
委員以外の出席者

令和6年3月22日（金） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 ～ 閉会：午後2時40分）
筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
教育長：小室高志、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、
教育委員：岡野陽子
なし
教育部長：鈴木敦史、次長：島村信之、次長：池田いずみ、学務課長：根本薫、指導課長：木村成雄、
学校給食課長：濱野訓枝、生涯学習課長：成田佳輝
学務課学校総務係課長補佐：木村拓夫、学務課学校総務係主任：根本知尋

議 案

- 議案第 8号 財産の取得に係る議案の市議会提出について
(小学校教師用教科書及び指導書の購入)
- 議案第 9号 筑西市教育情報セキュリティ規則の制定について
- 議案第10号 筑西市学校教職員安全衛生管理規則の制定について
- 議案第11号 筑西市学校管理規則の一部改正について
- 議案第12号 学校産業医、学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について
- 議案第13号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について
- 議案第14号 筑西市スポーツ推進委員規則の一部改正について
- 議案第15号 筑西市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第16号 筑西市立図書館管理運営に関する基本協定書の締結について
- 議案第17号 筑西市立図書館管理運営に関する年度協定書の締結について

議事の概要

教 育 長： ただ今より、令和6年第3回筑西市教育委員会定例会を開会します。
それでは、2. 報告事項に入ります。(1) 令和6年第1回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。続きまして、(2) 筑西市立小・中・義務教育学校におけるラーケーションの実施について、説明をお願いいたします。

- 指 導 課 長： 報告事項(2) 筑西市立小・中・義務教育学校におけるラーケーションの実施について、ご説明します。令和6年度から茨城県が「ラーケーション」を実施することに伴い、本市においても、4月からのラーケーションの導入・実施に向けて準備を進めてまいりました。実施の目的ですが、「児童生徒が、原則保護者等とともに校外で、体験的・探究的な学び・活動を、自ら考え、企画・実行するとともに、保護者等の休暇に合わせて、児童生徒が保護者等とともに活動できる機会を確保する。」といったものです。内容についてですが、取得可能日数を年度内最大5日以内に限り、「ラーケーション」という休暇を、保護者の要請によって取得できるものとなります。また、ラーケーション取得期間においては、児童生徒は欠席扱いとはならず、出席停止・忌引き等の扱いと同じとなります。
- 申請の流れですが、保護者が原則1週間前までに、県の様式に準拠した「ラーケーションカード」に、簡単な日程、場所、主な活動内容を記入し、学校に申請を行っていただきます。その後、その申請を学校が受理し、届けがあった期間は欠席扱いにはならず、児童生徒はラーケーションを取得し、ご家族等と体験的な活動を行っていただくものとなります。ラーケーション取得後は、報告書の提出は求めずに、児童生徒が担任等に口頭で、ラーケーションに体験した内容や振り返り等を伝える程度としています。
- ラーケーションの実施につきましても、県の方針に準じているものですので、学校管理規則等の制度変更は行いません。また、ラーケーションを取得した日の学習の保障等については、欠席時の対応と同様に、児童生徒が各自で学校が配布するプリント等を活用して対応することとしています。経済的な事情のある家庭や、平日に仕事を休めない家庭への対応についてですが、ラーケーションを取得する義務はないため、各家庭が対応できる範囲で、任意で取得するものとしています。
- 制度の案内についてですが、茨城県が作成したパンフレットを掲載させていただいております。こちらを参考にして、筑西市の実施内容に沿ったパンフレットを作成し、周知を図っていく予定です。説明は以上です。
- 教 育 長： ただいま、報告事項(2)について、ご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 草 間 委 員： ラーケーションは、茨城県独自の取組なのですか。
- 指 導 課 長： 愛知県が実施しており、それを参考にして茨城県でも実施することになりました。
- 塚 本 委 員： 現在、不登校の児童生徒もラーケーションは5日間取得できるのですか。

- 指 導 課 長： 申請を出していただければ、児童生徒全員が取得できるものとなります。
- 草 間 委 員： ラーケーションを取得しやすい家庭なら良いが、取得が難しい家庭の子どもが、ラーケーションを取得した子に対して羨んだり、ひがむことも懸念される。上手に活用して行ってほしい。
- 塚 本 委 員： ラーケーションで欠席した日は各自がプリント等で対応となっているが、学習面で心配が残るのでは。
- 指 導 課 長： あくまで、任意的な申請に対してのものになるので、ラーケーションを取得した際の対応についても、保護者等には予め周知し、家庭での対応をお願いすることになります。
- 塚 本 委 員： 実施は令和6年度からになるということですか。
- 指 導 課 長： 令和6年度からになります。ただ、県から通知がありまして、4月はクラス立ち上げの時期でもあるので、ラーケーションの取得は5月から行うよう指示がありました。そのため、4月中に周知を行い、実際の実施は5月からということになります。
- 草 間 委 員： 素晴らしい取組ではあるが、運用するにあたっては難しいところもありそうですね。
- 指 導 課 長： 4月の校長会の際に、委員の皆さまからご意見としていただいた懸念等も学校側に伝え、円滑に事業が進んでいくよう配慮していきたいと思えます。
- 教 育 長： 初めての取組みになりますので、課題等もでてくることと思えます。その都度、改善していきたいと思えます。よろしいでしょうか。
続きまして、3. 議事に入ります。議案第8号「財産の取得に係る議案の市議会提出（小学校教師用教科書及び指導書の購入）について」、説明をお願いします。
- 学 務 課 長： 議案第8号「財産の取得に係る議案の市議会提出（小学校教師用教科書及び指導書の購入）について」、ご説明します。
現在開催中の第1回市議会定例会の最終日、3月25日に追加議案として提出する予定のものです。本件の目的は、小学校教科書の採択替えに伴い、令和6年度から使用する新しい教師用教科書及び指導書を購入するものです。納入場所は、市内小学校8校及び義務教育学校1校となります。金額は、税込2350万6825円、契約の相手方は、株式会社マルシン、納入期限及び購入内容は、資料に掲載のとおりとなっております。
こちらの議案が追加提出となった理由ですが、令和6年度から使用する教科書の価格は、文部科学大臣の認可を受けて2月27日に告示され、決定しました。これを受け、3月早々に教科書取扱書店から見積もりを徴取

したところ、取得価格が2千万円を超えるということが判明しました。これまでは、2千万円を超えることがなかったため当案件での議案提出はありませんでしたが、この度、追加議案として議会に提出させていただくものとなります。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第8号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： 相手方は1社だけなのか。

学 務 課 長： 指定の取扱書店は3社ありますが、そのうち、マルシン株式会社から購入する分だけが2千万円を超えてしまうため、1社分を議案として提出するものとなります。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第8号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第8号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第9号「筑西市教育情報セキュリティ規則の制定について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第9号「筑西市教育情報セキュリティ規則の制定について」、ご説明します。
昨年3月に市内学校で発生した個人情報漏えい事故に伴い、今年度は教職員への情報セキュリティの研修の実施や、セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティの対策を強化してきました。その一環として、文部科学省が定めている情報セキュリティポリシーのガイドラインに準拠した形で、今回、市のセキュリティ規則を定めるというものになります。

規則制定の目的ですが、小中学校を含む教育関係機関が取り扱う個人情報など、重要な情報資産について、漏えい、破壊、改ざん、持出し等の様々なリスクから情報資産を保護することを目的としています。逐条の詳細な説明は省略させていただきますが、第2条で用語の定義、第4条で教職員等の責務、第5条で情報セキュリティの管理体制、第8条で情報セキュリティの対策など、基本的な事項を定めております。

この規則だけでは、分かりづらい部分もありますので、令和6年度に教職員向けの手順書等を作成し、周知を図る予定でおります。

説明は以上です。どうぞよろしく願います。

教 育 長： ただいま、議案第9号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第9号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第9号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第10号「筑西市学校教職員安全衛生管理規則の制定について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第10号「筑西市学校教職員安全衛生管理規則の制定について」、ご説明します。
規則制定の理由ですが、4月に開校する明野五葉学園の教職員の人数が50人を超える見込みであることから、労働安全衛生法等の規定により、学校に学校産業医を置く必要性があるため、今回規則を制定するものとなります。
逐条の詳細な説明は省略させていただきますが、第5条で「常時50人以上の教職員が勤務する学校に衛生管理者を置く」、第7条で「学校産業医を置く」、第8条で「学校衛生委員会を置く」、といった規定を定めています。
学校産業医の職務については、原則毎月1回職場巡視を行っていただき、学校の衛生環境の監視を行う。また、教職員の長時間労働に関する面接指導を行っていただく予定です。
説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長： ただいま、議案第10号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： 第5条で定める衛生管理者は教職員が担うものですか。

学 務 課 長： 衛生管理者は学校ごとに設置するものとなっております、教職員を想定しています。

草 間 委 員： 資格は必要なのですか。

学 務 課 長： 衛生管理者免許という資格が必要となっております、保健体育教諭、養護教諭等が資格を取得しているので、そういった方をお願いすることを想定しています。

塚 本 委 員： 学校産業医というのは、医師免許をお持ちの方をお願いするのですか。

学 務 課 長： 医師免許の他に、厚生労働省の定める研修を受け、産業医としての資格の認定を受けた方をお願いするものとなります。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第10号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 10 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 11 号「筑西市学校管理規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 11 号「筑西市学校管理規則の一部改正について」、ご説明します。
規則改廃の理由ですが、明野五葉学園の開校に伴い、学校産業医を置く規定を加えております。また、義務教育学校として 9 学年体制に準じた様式を加えるものとなっております。例として、教育課程編成書をご覧ください。義務教育学校用として 7～9 年生に対応した欄を追加したものを、新たに様式として加えています。次に、新旧対照表をご覧ください。第 23 条にて学校医等の委嘱について定めておりますが、今回、学校産業医を追加しています。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第 11 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 11 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 11 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 12 号「学校産業医、学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 12 号「学校産業医、学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について」、ご説明します。
学校医等の任期については、明野五葉学園以外の学校は令和 5 年度から 3 年間の任期となっておりますが、明野五葉学園につきましては令和 6 年度、令和 7 年度の 2 年間で委嘱するものとなります。委嘱をする先生方は一覧のとおりとなりますが、学校産業医については、明野中央医院の伊藤先生が産業医の資格をお持ちということで、学校産業医に就任について内諾をいただいております。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第 12 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 12 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 12 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 13 号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学校給食課長： 議案第 13 号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、ご説明します。
規則改廃の理由ですが、令和 6 年 1 月分から 3 月分までの給食費の無償化を行っておりますが、令和 6 年度からも、引き続き子育て世帯への保護者負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化を前提とした次年度予算が議決される見込みのため、教食費の無償化に係る事項及び給食費の公会計化に関わる事項について加える必要性があることから、改正を行うものとなります。
主な改正箇所についてですが、第 1 条の 2 の定義にて、第 4 号に児童等、第 5 号に特例受給食者を加えています。第 6 条では、学校給食費の無償化を明確にするため、新たな条を加えています。第 8 条から第 12 条では、学校給食費の公会計化に伴い、各種手続きに必要な条項を新たに加えています。続いて附則第 3 項ですが、給食費の特例については、第 6 条に給食費の無償化を加えたことから削除となります。
説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長： ただいま、議案第 13 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 13 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 13 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 14 号「筑西市スポーツ推進委員規則の一部改正について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第 14 号「筑西市スポーツ推進委員規則の一部改正について」、ご説明します。
制定改廃の理由ですが、「筑西市立公民館条例」、「筑西市立協和ふれあい健康プラザ条例」、「筑西市立協和転作促進研修センター条例」の廃止及び「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例」の制定により、規則内にある「公民館」の表記を変更するものとなります。
制定改廃の内容ですが、規則中の「公民館」の表記を「コミュニティセンター」に改めています。施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日となります。
説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長： ただいま、議案第 14 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 14 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 14 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 15 号「筑西市図書館条例施行規則の一部改正について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第 15 号「筑西市図書館条例施行規則の一部改正について」、ご説明します。
制定改廃の理由ですが、議案第 14 号「筑西市スポーツ推進委員規則の一部改正について」の説明と同様に、「筑西市立公民館条例」等の廃止及び「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例」の制定により、規則内にある「公民館」の表記を変更するものとなります。また、市立図書館における視聴覚資料の館外利用期間を変更することにより、図書館利用者の利便性向上を図るものとなります。
制定改廃の内容ですが、規則中の「公民館」の表記を「コミュニティセンター」に改めています。また、ビデオ、カセットテープ、CD、DVDの館外利用期間を「7日以内」から「14日以内」に改めています。この期間変更は、図書館利用者からの期間延長の要望も多く、書籍の貸出期間と同一の期間となることから、改正を行うものとなります。施行日につきましては、令和6年4月1日となります。
説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長： ただいま、議案第 15 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 15 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 15 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 16 号「筑西市立図書館管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第 17 号「筑西市立図書館管理運営に関する年度協定書の締結について」、併せて説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第 16 号「筑西市立図書館管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第 17 号「筑西市立図書館管理運営に関する年度協定書の締結について」、併せてご説明します。
こちらの案件については、昨年 10 月 26 日に開催された第 10 回教育委員会定例会において、指定管理候補者の選定結果、仮協定書の締結、市議会への議案提出について、審議を経て承認をいただきました。その後、令和5年第4回市議会定例会において、図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体が指定管理者として議決されました。これにより、筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条に基づき、

指定管理者と協定書を締結するものです。

まず、議案第 16 号「筑西市立図書館管理運営に関する基本協定書の締結について」、主な概要を説明いたします。協定の相手方は図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体です。指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとなります。指定管理委託料については、消費税込みで 9 億 403 万 5 千円となります。

次に、議案第 17 号「筑西市立図書館管理運営に関する年度協定書の締結について」、主な概要を説明いたします。協定の相手方は図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体です。協定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。令和 6 年度の指定管理委託料は、5 年間の指定管理委託料 9 億 403 万 5 千円のうち、1 億 8080 万 7 千円となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第 16 号、議案第 17 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第 16 号、議案第 17 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 16 号、議案第 17 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 6 年第 3 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。

協 議